

海外留学支援制度(協定派遣・協定受入) ご担当者 様

独立行政法人日本学生支援機構  
留学生事業部海外留学支援課

平成27年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)採用者の  
平成28年度における事務手続きについて

平成27年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)採用者の平成28年度における継続支援に係る事務手続きは、平成27年度事務手続きに準じたものとなります。

奨学金支給申請手続き、変更手続き、報告書提出の手続き等の各種手続きにおいては、「平成27年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)事務手続きの手引き」(以下「平成27年度事務手続きの手引き」という。)及び平成27年度の様式(「銀行振込依頼書」(様式A)を除く。)を用いて、事務手続きを行ってください。

○平成27年度事務手続きの手引き等関係書類掲載ページ

協定派遣 : [http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosha/study\\_a/short\\_term\\_h/2015.html](http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosha/study_a/short_term_h/2015.html)

協定受入 : [http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosha/study\\_j/short\\_term/2015.html](http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosha/study_j/short_term/2015.html)

なお、奨学金の支給申請等について、以下により事務を行ってください。

### 1. 奨学金支給申請書の提出について

奨学金は、平成28年度に指定された振込口座に送金しますので、平成28年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)の「銀行振込依頼書」(様式A)を必ず提出してください。平成28年度新規採択プログラムがない場合においても、継続支援対象者がいる場合は必ず同様に提出してください。

○平成28年度事務手続きの手引き等関係書類掲載ページ

協定派遣 : [http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosha/study\\_a/short\\_term\\_h/2016.html](http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosha/study_a/short_term_h/2016.html)

協定受入 : [http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosha/study\\_j/short\\_term/2016.html](http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosha/study_j/short_term/2016.html)

「支給申請書」(様式B)は平成27年度の様式を使用し、「登録データ」(注1)とともに、下記申請書提出締切日までに機構へ提出してください。

平成27年度採用者	申請可能数	申請書提出締切日	振込時期
平成28年度の申請1回目	4か月分	4 / 8 (金) 必着	4月末
平成28年度の申請2回目	4か月分	7 / 5 (火) 必着	7月末
平成28年度の申請3回目	3か月分	11 / 4 (金) 必着	11月末

(注1) 「登録データ」は、当該プログラムの支給対象者全員が記載されているデータを提出してください。平成27年度に支援が終了した者を削除しないでください。平成28年度継続支援者について、「支給申請データ」欄の平成28年度4月、7月及び11月にJASSO請求額を入力の上、提出してください。

(注2) 当該月の締切日以降に「支給申請書」(様式B)又は「登録データ」が機構に到着した場合は、次月以降の送金となります。期限までに提出が間に合わない場合には、速やかに機構

にご連絡ください。

(注3) 国から機構への補助金の交付が遅れた場合は、機構から大学等への送金が遅れることがあります。その場合には、別途連絡します。

## 2. 奨学金月額

平成27年度採用者の平成28年度継続支援に係る奨学金月額は、平成27年度と同様です。

## 3. 奨学金の支給

上記1のとおり、奨学金は4か月分（4か月に満たない場合は必要月分）をまとめて各大学等に振り込みます。各大学等において、ひと月ごとに各支給対象者の在籍確認を行った上で、ひと月分ずつ 所定の月額を支給対象者本人に支給してください。まとめ払い、分割払い、立替払い、プログラム実施終了後の後払い、在籍確認前の支給及び授業料等を差引いた金額の支給は認められません。

派遣学生の在籍確認においては、「在籍確認書」（見本書式1）等の文書に基づき確認を行い、確認に使用した文書は「在籍確認及び受領確認簿」（様式C）とともに、各大学等にて適切に保管してください。

## 4. 「奨学金支給報告書」（様式J）（様式J-2）

平成28年度継続支援プログラムにおいても、平成27年度支給分の会計報告として「奨学金支給報告書」（様式J）を提出してください。また、プログラム終了時には、プログラム全体の会計報告として「奨学金支給報告書」（様式J-2）を提出してください。

- ① 様式J：平成27年度海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）奨学金支給報告書

提出期限：平成28年4月4日（月）

- ② 様式J-2：平成27年度海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）奨学金支給報告書  
（平成28年4月以降、機構ホームページに掲載予定）

提出期限：プログラム終了後1か月以内

## 5. 平成28年度におけるデータ送信時に設定するパスワードについて

平成28年4月以降に、支給対象者等の個人情報を含むデータを機構に送信する際に設定するパスワードは、平成28年3月下旬以降に順次、各大学等に通知する予定です。支給申請（上記1参照）等において「登録データ」等を機構に送信する際は、平成28年度用のパスワードを設定してください。なお、平成27年度用のパスワードとは異なりますので、ご注意ください。

## 6. 海外留学支援制度による派遣学生等の安全管理について

本制度による協定派遣学生及び引率者等関係者（以下「派遣学生等」という。）の安全管理については、以下の事項にご留意ください。

- ・各自において事前に留学等に関する情報収集に努めるよう指導してください。
- ・派遣にあたっては、現地の安全情報に十分注意し、派遣中も随時状況確認ができるよう、派遣先大学等や派遣学生等との連絡を密にしてください。
- ・留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。

在籍大学等は、外務省「海外安全ホームページ」に随時掲載される国・地域別の危険情報を確認し、4段階のカテゴリーのうち、以下のレベルが示されている地域には派遣を行わないようにしてください。

■ レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

■ レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)

※派遣先国(地域)の状況から安全な留学が困難であると明白に認められる場合、派遣学生としての支援を見合わせる場合があります。ただし、機構による支給対象者の登録承認をもって、派遣先国(地域)の安全性が保障されることにはなりませんので、必ず在籍大学等の責任において派遣学生等の状況に応じた安全確保に努めてください。

また、安全情報は刻々と変化します。プログラムの計画及び実施にあたっては、各国の日本大使館が提供する安全情報の活用や派遣先大学等との連携により、常に最新の情報をもって、プログラム遂行の安全性を確認してください。留学中に派遣・訪問予定先国(地域)もしくは近隣地域の危険度が上記のレベルに引き上げられた場合は、至急、派遣学生等の危険地域からの移動や留学の中止等、安全のために必要な措置を行い、機構に対しては変更等の手続きを適切に行ってください。

なお、旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、「在留届」を提出することが義務付けられています。

また、海外での滞在期間が3か月未満の場合は、在留届の提出は義務付けられていませんが、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録することで、在留届と同様に緊急情報の提供を受けることができます。

#### 【参考】

- ・ 外務省領事局 領事サービスセンター (海外安全相談班)  
〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 (外務省庁舎内)  
TEL：(代表) 03-3580-3311 (内線：2902, 2903)  
URL：[http://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)
- ・ 海外安全ホームページ URL：<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>
- ・ 外務省在外公館リスト URL：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>
- ・ 海外へ渡航される皆様へ URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>  
(外務省海外旅行登録「たびレジ」・在留届電子届出システム「ORRnet」)

以上

本件に関する照会先：

独立行政法人日本学生支援機構 海外留学支援課 協定派遣・協定受入担当

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

TEL：03-5520-6014 FAX：03-5520-6015

E-mail：haken-t@jasso.go.jp (協定派遣)

ukeire-t@jasso.go.jp (協定受入)